

上収入充当し、同年〇月申告分の給付金を同年〇月及び同年〇月に2分割の上収入充当し、同年〇月申告分の給付金を同年〇月及び同年〇月に2分割の上収入充当したものであり、また、処分庁は、審査請求人に対し、同年〇月分保護費から収入充当そして減額調整される旨を予め通知しているところであることから、処分庁の取扱いについて、違法又は不当な点は見当たらず、請求人の主張は認められない。

(3) 他に本件変更決定に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年7月19日	諮問の受付
平成29年7月21日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：8月14日 口頭意見陳述申立期限：8月14日
平成29年7月24日	第1回審議
平成29年8月16日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第10の2

の（８）において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人が処分庁に来庁して、同年〇月31日に給付金54,000円の振込みがあった旨の収入申告があった。給付金については、全額収入充当する旨説明し、審査請求人の了承を得た。
- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日、同月〇日に収入申告のあった給付金について、2回（同年〇月〇日付・同年〇月〇日付）に分割して収入充当する処理を行い、通知書を送付した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が処分庁に来庁して、同年〇月〇〇日に給付金56,000円の振込みがあった旨の収入申告があった。
- (4) 平成〇〇年〇月〇〇日、給付金を3回（同年〇月〇日付・同年〇月〇日付・同年〇月〇日付）に分割して収入充当する処理を行い、通知書を送付した。
- (5) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人が処分庁に来庁して、同年〇月〇〇日に給付金56,000円の振込みがあった旨の収入申告があった。
- (6) 平成〇〇年〇月〇日、同月〇日に収入申告のあった給付金について、3回（同年〇月〇日付・同年〇月〇日付・同年〇月〇日付）に分割して収入充当する処理を行い、通知書を送付した。
- (7) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人が処分庁に来庁して、同年〇月〇〇日に給付金14,000円の振込みがあった旨の収入申告があった。
- (8) 平成〇〇年〇月〇日、給付金を2回（同年〇月〇日付・同年〇月〇日付）に分割して収入充当する処理を行い、通知書を送付した。
- (9) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人から処分庁に電話があり、「〇月分の保護支給額が少ない。〇月分も減額されたら生活できない。弁護士に相談して訴える。」との連絡があった。
- (10) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人から処分庁に電話があり、「〇月はやりくりするが、〇月分の保護費支給額について、何とか変更してもらえない

か。」と相談があったので、検討の上連絡する旨伝えた。

- (11) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人から処分庁に電話があり、同年〇月に収入充当される予定の24,450円を4回に分割してほしい旨の申出があったので、4回（同年〇月〇日付・同年〇〇月〇日付・同年〇〇月〇日付・同年〇〇月〇日付）に分割すると同年〇〇月までの分割になる旨説明したところ、審査請求人の了承を得た。

3 判断

審査請求人は、処分庁の勝手な決定理由により生活ができず不当であるため、本件処分の取消しを求めている。

そこで、判断するに、本件についてみると、①審査請求人は給付金について、平成〇〇年〇月〇〇日に54,000円、同年〇月〇〇日に56,000円、同年〇月〇〇日に56,000円、同年〇月〇〇日に14,000円を受給していること、②上記1（4）のとおり、収入充当について、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされているところ、処分庁は、前記給付金を〇月以降に分割して収入充当していることが認められる。

以上のとおり、本件処分については、上記1の法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子